

長期未整備公園緑地の対応方針(案)について

川崎市では、平成20年3月に、都市緑地法に基づく緑の基本計画を改定し、計画に掲げる「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」の実現に向けて、緑の実情を踏まえた公園緑地（都市公園）の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めております。

公園緑地は、緑の拠点として身近な自然とのふれあいやレクリエーションなど様々な市民ニーズに相応するとともに、災害発生時における避難地や救援活動拠点としての役割を担うことから、その質的な充実と整備の推進が必要です。しかしながら、市内には、都市計画決定後、長期間にわたって未整備となっている公園緑地が相当数あり、近年の社会経済情勢を考慮すると、計画された公園緑地の供用には長い年月を要することが予測されます。

こうしたことから、長期間未整備となっている都市計画公園緑地のあり方の検討を行い、公園緑地計画の方向性を明らかにするためのガイドラインとなる「長期未整備公園緑地の対応方針（案）」をとりまとめました。

この案について、皆様からの御意見を踏まえ、「長期未整備公園緑地の対応方針」を策定する予定です。また、市の考え方を整理した結果を市のホームページ上で公開いたします。

対応方針（案）に対する御意見等をお寄せ下さい。

意見募集期間 平成22年10月1日（金）～平成22年11月1日（月）

※郵送の場合は、11月1日（月）付けの消印まで有効です。

意見提出の方法

（1）電子メール

インターネットで川崎市役所ホームページ「パブリックコメント手続」のページ（<http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/>）にアクセスし、案内に従って専用フォームをご利用下さい。

（2）FAX、郵送及び持参

下記問い合わせ先に送付または御持参ください。

※（2）につきましては、書式は自由ですが、「意見書様式」を用意いたしましたので、必要に応じて御利用下さい。

《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

案の閲覧場所

川崎市ホームページ、各区役所（支所・出張所含む）市政資料コーナー、各区役所道路公園センター、かわさき情報プラザ、建設緑政局計画部企画課でご覧いただけます。

問い合わせ先

川崎市建設緑政局計画部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所第3庁舎13階）

電話番号：044（200）2399

FAX番号：044（200）3973